

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 25（個）第 3 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成25年6月4日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、〇〇自動車道下り線本線上において、私が事故について私の携帯電話で110番通報した件に関して次の内容が分かる文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

- (1) 対応した警察官の氏名及び職名
- (2) 現場に臨場した車両の登録番号及び無線呼称番号
- (3) 現場に臨場した車両の指令受理時間及び現場到着時間
- (4) 本部指令番号
- (5) 私と指令センターとの会話の内容
- (6) 現場臨場者と本部との無線の会話の内容
- (7) 本通報の処理

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書（以下「本件請求情報」という。）について、保存年限満了により廃棄したため、平成25年6月12日、自己情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年6月20日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

なお、諮問実施機関は、上記審査請求書の記載事項に不備があったため、同月25日に審査請求人に補正を命令し、同年7月2日、審査請求人からの補正書を受理した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、保存年限満了により廃棄したため、保有個人情報を保有して

いないから開示しないという処分であるが、審査請求人は、本件請求と同日付けで、「平成〇年〇月〇日に 110 番通報した件」について、本件請求内容と同様の開示請求をし、「平成〇年〇月〇日付け警察署通信室処理票」（以下「通信室処理票①」という。）を部分開示するという処分を受けている。

- (2) 「平成〇年〇月〇日付け警察署通信室処理票」（以下「通信室処理票②」という。）及び通信室処理票①は、保存期限は同じ1年であって、満了日も同じ平成〇年12月31日となる。
- (3) 通信室処理票①は、保存期間満了日以降においても保存され、開示されているが、これは、〇〇〇〇は、現在、平成〇年〇月〇日発生の〇〇事件などについて裁判中であり、この通信室処理票①が証拠として使われている関係で、保存されていたものと考えられる。
- (4) 〇〇〇〇の最初の逮捕日は、平成〇年〇月〇日であり、逮捕の経緯は、〇〇〇〇が交通事故を起こし 110 番通報し警察を呼んだことにより、逮捕されたというものである。そうすると、平成〇年〇月〇日の 110 番通報と〇〇〇〇の逮捕とは密接な関係性があり、係属中の裁判の資料として保管されていなければならないものである。実際、通信室処理票①は保管され証拠請求までされているのだから、〇〇〇〇の逮捕時の時間や直前のことなどが記載されている通信室処理票②を廃棄しているとは考えられない。
- (5) 本当に廃棄されているのであれば、刑事裁判の重大な資料を廃棄したということになり、警察は証拠の隠滅をしたことを自ら認めていることとなり大問題である。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求に係る保有個人情報の特定

審査請求人は、平成〇年〇月〇日に審査請求人が事故について 110 番通報した件に関する文書を請求した。

このことから、実施機関は、保有個人情報である通信室処理票②を特定したが、平成〇年2月12日決裁「保存期間が満了した文書等の廃棄について（伺い）」と題した起案文書及び同文書に添付してある廃棄一覧（以下これらを「廃棄一覧等」という。）により、審査請求人が請求した保有個人情報を含む「通信室処理票（平成〇年）」は、平成〇年2月25日に廃棄されていることが判明した。

2 警察署通信室処理票

警察署通信室処理票（以下「通信室処理票」という。）は、広島県警察の通信指令業務に関する訓令（平成10年本部訓令第11号。以下「通信指令訓令」という。）に基づき、警察署が通報を受けた際に、事案の認知から処理結果までを記録して処理経過を明らかにするために作成するものであり、保存期間は通信指令訓令第23条で「1年」と定められている。

3 保存期間の起算及び文書等の廃棄

保存期間の起算及び文書等の廃棄については、広島県警察における文書等の

取扱いに関する訓令（平成 14 年本部訓令第 4 号。以下「文書取扱訓令」という。）に基づいて実施している。

保存期間の起算については、文書取扱訓令第 55 条で「保存期間が 1 年以上の文書等の保存期間は、当該文書等を作成し、又は取得した日の属する年の翌年の初日から起算するものとする。」（抜粋）と定めている。

また、文書等の廃棄については、文書取扱訓令第 61 条で「文書管理者は、保存期間が満了した文書等については、文書等の内容又は媒体に応じた方法により廃棄するものとする。」（抜粋）と定めている。

4 不開示（不存在）とした理由

審査請求人が請求した通信室処理票②は、通信指令訓令第 23 条の規定により保存期間は 1 年であり、保存期間満了日は、文書取扱訓令第 55 条の規定により平成〇年 12 月 31 日となる。

このことから、通信室処理票②は、保存期間が満了した文書であり、文書取扱訓令第 61 条の規定に基づいて、平成〇年 2 月 25 日に廃棄したものである。

したがって、実施機関が、審査請求人の開示請求に対して、自己情報不開示決定をしたことは妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件請求情報について

本件請求情報は、審査請求人が、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、〇〇自動車道における交通事故について審査請求人の携帯電話で 110 番通報した件に関する文書である。

実施機関は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分に本件請求の開示請求書に記載された携帯電話番号から 110 番通報があったことを実施機関が保有する交通事故データによって確認し、さらに 110 番通報があれば必ず通信室処理票を作成することから、本件請求に該当する文書は通信室処理票②であるとしたが、通信室処理票②は保存期間が満了したため廃棄しており存在しないとしたため、以下、通信室処理票②を不存在としたことが妥当であるかどうかについて検討する。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、平成〇年〇月〇日に〇〇〇〇が交通事故を起こし 110 番通報し警察を呼んだことにより、〇〇〇〇は逮捕されたのであるから、当該 110 番通報と〇〇〇〇の逮捕とは密接な関係性があり、係属中の裁判の資料として保管されていなければならない旨主張する。

これに対し、諮問実施機関は、交通事故に関連して〇〇〇〇が逮捕された事実はなく、また、通信室処理票②は実施機関の高速道路交通警察隊が作成したものであるが、高速道路交通警察隊は、実施機関の刑事部門から当該交通事故について、照会や文書送付依頼等を受けたこともなかったため、通常の手続に沿って通信室処理票②を保存期間満了後に処分したと説明する。

また、諮問実施機関によると、本件処分をした高速道路交通警察隊は、〇〇〇〇が刑事事件で逮捕されたことを本件審査請求によって初めて知ったということである。

そうすると、高速道路交通警察隊は、保存年限が満了したにもかかわらず通信室処理票②を特に保存しておく必要はないと考えられる。また、高速道路交通警察隊が刑事部門から資料の提出等を求められていないのであれば、刑事部門が通信室処理票②を別に保有しているとも考えられない。

したがって、通信室処理票②を保存年限満了後に廃棄したという諮問実施機関の説明は、不自然・不合理ではない。

以上のことから、実施機関が本件対象情報を不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 9. 12	・ 諮問を受けた。
25. 9. 20	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 11. 7	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
25. 11. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
25. 12. 10	・ 審査請求人から意見書を収受した。
25. 12. 11	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 6. 24 (平成 26 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
26. 7. 29 (平成 26 年度第 4 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 8. 27 (平成 26 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授